

長期入院中の患者さまへ

180日超入院にかかる保険外併用療養費について

同一の疾病または負傷による通算のご入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内の同一疾病での当院または他の医療機関の入院期間含む）が180日を超えますと、患者さまの状態によっては、入院基本料の15%を保険外併用療養費「選定療養費（保険外）」として、自己負担していただきます。

この場合、入院基本料の85%分については保険対象となりますがこの部分についても、保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

当院では入院期間が180日を超えた日（181日目）より、以下の金額が患者さまの負担金（保険外併用療養費）となります。

○一般病棟入院基本料（急性期一般入院料2）：1日につき2,937円

対象となる患者さまには、当院スタッフより事前に通知させていただきます。なお、180日を超える長期入院となった方でも、症状や治療の内容によっては、上記の料金を課されない場合もあります。詳しくは、医事③番窓口でお尋ねください。

独立行政法人国立病院機構熊本南病院
医事③番窓口（入院係）
電話：0964-32-0826